

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第44号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市立みらい学園小学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

別表中学校の表に次のように加える。

秋田市立みらい学園中学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。